

障がい者施設等物価高騰対策支援事業補助金に係る交付額等について

1 対象事業ごとの交付額及び対象サービス種別

基準額及び対象サービス種別は以下のとおりとします。

※定員数は、令和8年4月1日時点のものとします。

※食材費支援事業の対象は、食事の提供がある施設等に限りません。

(1) 光熱費支援事業

・通所系

【交付額】 定員1人当たり 4,000円

【対象サービス種別】

生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援

・入所・居住系

【交付額】 定員1人当たり 7,000円

【対象サービス種別】

短期入所サービス事業所（空床型を除く）、障害者施設等（障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）

・訪問・相談系

【交付額】 1事業所当たり 39,000円

【対象サービス種別】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、移動支援

(2) 食材費支援事業

・通所系

【交付額】 定員1人当たり 3,000円

【対象サービス種別】

生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援

- ・入所・居住系

【交付額】 定員 1 人当たり 8,000 円

【対象サービス種別】

短期入所サービス事業所（空床型を除く）、障害者施設等（障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）

2 給付要件

以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ・「1 対象事業ごとの交付額及び対象サービス種別」に定める施設等であり、城陽市内に所在してサービス提供を行っていること
- ・令和 8 年 4 月 1 日時点で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業の指定・許認可を受けていること

(複数のサービス種別の指定を受けている給付対象施設等について)

- ・同一所在地において、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援の中で複数の指定を受けているときは、これらを 1 つの事業所とみなして給付します。
- ・計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の中で複数の指定を受けているときは、これらを 1 つの事業所とみなして給付します。
- ・同一所在地において計画相談支援と障害児相談支援の両方の指定を受け、いずれもが上記の給付要件を満たしているときは、計画相談支援を給付対象施設等とします。